

令和 6 年 度 第 1 2 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

7 . 3 . 4

第 1 2 回笠岡市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和7年3月4日 午前9時30分
- 2 開会日時 令和7年3月4日 午前9時30分
- 3 閉会日時 令和7年3月4日 午後10時00分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏名	出欠等 の別	議席 番号	氏名	出欠等 の別
1	森井政紀	出	8	鹿嶋耕三	出
2	櫛田繁造	出	9	片岡芳和	出
3	仁井名雅子	出	10	大平貴之	出
4	梶田宏一	出	11	天野平之進	出
5	仁科智之	出	12	西江務	出
6	北村卓士	出	13	守屋映男	出
7	佐内繁文	出			

5 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
推進委員	馬上百生	推進委員	西江敬一
推進委員	奥野きたこ	推進委員	藤田潔
推進委員	藤原美代子	推進委員	大平章之
推進委員	大本憲治	推進委員	枝木俊彦
推進委員	畦崎友梨	推進委員	守屋芳明
推進委員	林和美	事務局長	木南達昭
推進委員	重見信夫	主事	小川航平
推進委員	有本正義	主事補	升谷公祐
推進委員	西山雅子		

	氏名		氏名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 38 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 39 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 40 号	農地利用集積計画（案）の決定について
議案第 41 号	利用状況調査に係る非農地判断について
議案第 42 号	「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」の策定について
報告第 38 号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第 39 号	農地法施行規則該当転用届について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会会長

2 番委員

3 番委員

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和7年度第12回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を2番櫛田委員、3番仁井名委員 よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー 66号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー66号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転 (贈与)でございます。</p> <p>譲受人は自宅付近の農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は20年ほどの農業経験を有しており、農機具も十分に保有していま す。所有地では主に水稻栽培を行っており、申請地でも水稻栽培を行う予定 です。農業には、妻と二人で従事しており、労働力も十分に確保されている ことから、この度の増反を考慮しても、十分耕作管理は可能だと考えられま す。なお、譲受人の所有地である〇〇地区〇番地には放置車両がありました が、撤去するという旨の誓約書が提出されており、令和7年2月7日時点で 撤去されていることを確認しております。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件 はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明どおり問題ありません。</p>

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー67号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー67号でございます。〇〇（持分1/2）、〇〇（持分1/2）から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 譲受人は、自宅付近の農地を譲り受けるものです。 譲受人は、60年の農業経験があり、農機具も多数保有しています。所有地では主に水稻栽培を行っており、申請地でも同様に水稻栽培を行うとのことです。農業には妻と二人で従事しており、労働力も十分に確保されていることから、この度の増反を考慮しても十分耕作管理は可能と考えられます。なお、申請地である〇〇地区〇番地には〇〇会社によって地役権が設定されておりますが、同意書が提出されております。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー68号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー68号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 譲受人は、これまでも申請地で農業を行っており、この度、譲渡人の要望により農地を譲り受けるものです。 譲受人は11年の農業経験がありますが、農地を所有するのは初めてのため、営農計画書の提出があります。農機具は耕運機を所有しております。申請地ではこれまで通り、野菜を栽培していくとのことです。農作業の年間従事日数が100日となっておりますが、これまでも申請地での農業を行ってきたことから、耕作管理は十分可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件</p>

	<p>はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー69号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー69号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転 (贈与)でございます。 転居するため農地の管理が出来なくなる譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は10年の農業経験がありますが、農地を取得するのは初めてのため、 営農計画書の提出があります。市外在住ですが、申請地まで車で数十分ほど であり、勤務地からは数分ほどであることから、通作には問題ないと考えられ ます。農業には妻と2人で従事し、申請地にはイチジクを作付けする予定で す。以上のことから、営農計画書に記載の耕作管理は十分可能だと考えられ ます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件 はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー70号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー70号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転 (売買)でございます。 譲受人は、規模拡大のため、申請地を譲り受けるものです。</p>

	<p>譲受人は20年の農業経験があり、農機具も多数所有しております。両親と兄弟とともに水稲栽培を行っており、申請地でも同様に水稲栽培を行うとのことです。以上のことから、この度の増反を考慮しても、十分耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー71号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー71号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、市外在住のため農地の管理が困難な譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は30年の農業経験があり、農機具も多数所有しております。所有地では水稲や果樹を栽培しており、申請地でも水稲栽培を行うとのことです。農業には妻と二人で従事しており、労働力も十分確保されていることから、この度の増反を考慮しても、十分耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー72号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー72号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>譲受人は、25年の農業経験があり、農機具も多数所有しています。所有地では主に水稻と野菜を栽培しており、申請地でも同様に栽培をするとのことです。農業には妻と従事しており、労働力も十分に確保されていることから、この度の増反を考慮しても、十分耕作管理は可能と考えられます。なお、所有地である〇〇地区〇番地には農業用倉庫がありますが、速やかに農地法第4条の申請を提出するという旨の誓約書が提出されております。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー73号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー73号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>譲受人は、空き家バンクにて購入した住宅とあわせて付近の農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は30年の農業経験があり、農機具も多数所有しております。申請地では、野菜と梅を栽培するとのことです。農業には妻と二人で従事しており、労働力も十分に確保されていることから、この度の増反を考慮しても、十分耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー74号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー74号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 譲受人は、農地の管理が困難となっていた譲渡人から、農地を譲り受けるものです。 譲受人は、大規模に水稻栽培を行っており、農機具も多数所有しています。申請地でも同様に水稻栽培をするとのこと。農業には家族と従事しており、労働力も十分に確保されていることから、この度の増反を考慮しても、十分耕作管理は可能と考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われまます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー75号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー75号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 譲受人は、〇〇地区〇番地に建築予定の住宅に転居し、申請地で家庭菜園を行うものです。 譲受人は10年の農業経験がありますが、農地を取得するのは初めてのため、営農計画書の提出があります。申請地では季節野菜を栽培する予定のことです。農機具は、草刈り機と耕運機を購入することです。農業には妻と二人で従事する予定です。以上のことから、農地を取得するのが初めてだとしても、営農計画書に記載の耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われまます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー76号を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー76号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転 (売買)でございます。 譲受人は自宅付近の農地を譲り受けるものです。 譲受人は農業経験が無いため、営農計画書の提出があります。農業には父と 従事する予定で、父は50年の農業経験があり、現在も耕作を行っているため、 父の助けを借りながら耕作を行っていくとのことです。申請地では果樹を栽 培する予定であり、農機具は父が多数所有しているのです、それを借りるとのこ とです。以上のことから、農業経験がないとしても、営農計画書に記載の耕作 管理は可能と考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件 はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願ひいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー77号を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー77号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転 (売買)でございます。 譲受人は空き家バンクにて〇〇地区〇番地の建物とあわせて申請地を購入す るものです。 譲受人は農業経験が無いため、営農計画書の提出があります。農機具は耕運

	<p>機と草刈り機を購入予定です。申請地では、妻と二人で野菜を栽培予定です。購入した住宅には〇月頃に引っ越し予定であり、その旨を記載した誓約書も提出されております。以上のことから、農業経験がないとしても、営農計画書に記載の耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー29号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー29号でございます。〇〇から〇〇（土地持分1/1、建物持分3/5）、〇〇（土地持分無し、建物持分2/5）へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第3種農地、転用目的は住宅用地でございます。</p> <p>譲受人は、申請地を自宅として転用したいとのことです。第3種農地であるため、許可妥当であると思われまます。</p> <p>周囲の影響につきまして、申請地と隣接地の境界部分にコンクリートブロックを設置するため、土砂の流出はないと思われまます。雨水につきましては、排水路及び沈殿柵に流入させ、生活雑排水につきましては、公共下水へ接続するとのことで、問題ないと思われまます。また、住宅は高さ4.5m程度のものであるため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われまます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー30号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>

	す。
事務局	<p>ナンバー30号でございます。〇〇から〇〇、〇〇へ参ります、5条の使用貸借権設定（永年間）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は住宅用地でございます。</p> <p>譲受人は現在、両親と申請地隣地に同居していますが、独立し、夫婦である譲受人兩名で自己用住宅を建築したいとのことです。譲受人が両親のサポートをするためには、実家の近隣に住む必要があり、実家の隣地且つ栞里氏の父親の所有地である申請地以外に居住適地がなかったとのことです。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、隣接地との境界部分に擁壁を設置するため、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、宅内枒から既設水路へ放流し、生活雑排水につきましては、合併浄化槽に接続し既設水路へ放流するとのことで、問題ないと思われます。また、建築物は高さ5m程度のものであるため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、前々回の農業委員会で保留となった議案第33号ナンバー25号について、事務局から現在の状況について報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー25号については、2月中に申請者からの異議申し立てが取り下げられない場合、申請を取り下げるよう申請者全員に文書を送付したところ、申請地所有者4名全員から取下書が提出されました。譲受人である〇〇からは取下書の提出がない状態ではありますが、全ての土地所有者から取下書の提出があったことから、本申請の取下げを受理し、議案からも取り下げることにいたしましたことを、ご報告いたします。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第40号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を</p>

	上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>本計画案は、令和7年3月11日の公告予定で取りまとめております。一括方式による中間管理機構分については、1～5年の設定対象筆数が3筆、設定対象面積が2,880㎡、設定対象人数が2人となっております。</p> <p>これらの案件は、すべて旧農業経営基盤強化法第18条第3項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願いいたします。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第41号「利用状況調査に係る非農地判断について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第30条第1項に基づく利用状況調査（農地パトロール）にて、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれるものとして判定された農地、つまり、再生利用が困難な農地について、調査後直ちに非農地判断を行い、農地台帳から除外することとなっています。</p> <p>この度、令和6年度に実施した農地パトロールにて、再生利用が困難と判断された農地を非農地判断するものです。対象農地は、530筆、対象面積は田31,504.60㎡、畑213,814.61㎡、計245,319.21㎡です。</p> <p>非農地判断後、対象農地の所有者や市、関係機関に対し、その旨の通知をすることとなっています。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>ないようなので、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第42号『「令和7年度最適化活動の目標の設定等」の策定について』を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	議案第42号でございます。最適化活動の目標の設定については、規制改革

	<p>実施計画に基づくもので、農林水産省経営局長通知により、毎年農業委員会は最適化活動に伴う目標を設定するよう求められており、この度は、令和7年度分の目標設定についてお諮りいただくこととなります。内容については、各項目ごとに、現況数値に合わせた目標値等の更新を行っております。具体的には、Ⅱ最適化活動の目標 1最適化活動の成果目標 (1)農地の集積についての項目ですが、これまでの集積面積を更新しています。また、昨年集積面積から令和6年度中に担い手への所有権移転や貸借があった面積を加算しています。(2)遊休農地の解消 ①現状及び課題については、令和6年度に行った利用状況調査のデータに更新しております。以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>説明のとおり、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について、この内容で決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、報告第38号「農作業等受委託契約書の受理について」、「農地法施行規則該当転用届について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(1) 次回農業委員会 4月4日(金)午前9時30分から 第1会議室</p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回申請書締切日3月14日(金)、議案発送日3月21日(金) ・ 今期で辞められる委員さんへ ・ 次回農業委員会の流れ <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>